

【博物館に相当する施設の指定基準】

1. 根拠法令

- 博物館法(昭和26年12月1日法律第285号。最終改正は令和4年4月15日法律第24号)
- 博物館法施行規則(昭和30年10月4日文部省令第24号。最終改正は令和5年2月10日令和5年文部科学省令第2号)

2. 設置者

- 博物館法(以下「法」という。)第31条第1項第3号にいう者であること
- 当該施設の設置者が、その設置する博物館について法第19条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でなく、かつ、その設置する施設について法第31条第2項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと(博物館法施行規則(以下「施行規則」という。)第24条第1項第1号)

3. 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制

- 博物館の登録基準に準じる

4. 学芸員その他の職員の配置

- 博物館の登録基準に準じる

5. 施設及び設備

- 博物館の登録基準に準じる

6. 開館日数

- 1年を通じて100日以上開館すること(施行規則第24条第1項第6号)

【参考資料】

1. 博物館法(抜粋)

第五章 博物館に相当する施設

第三十一条 次の各号に掲げる者は、文部科学省令で定めるところにより、博物館の事業に類する事業を行う施設であつて当該各号に定めるものを、博物館に相当する施設として指定することができる。

- 一 文部科学大臣 国又は独立行政法人が設置するもの
- 二 都道府県の教育委員会 国及び独立行政法人以外の者が設置するもののうち、当該都道府県の区域内に所在するもの(指定都市の区域内に所在するもの(都道

府県が設置するものを除く。)を除く。)

- 三 指定都市の教育委員会 国、独立行政法人及び都道府県以外の者が設置するもののうち、当該指定都市の区域内に所在するもの
- 2 前項の規定による指定をした者は、当該指定をした施設（以下この条において「指定施設」という。）が博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなつたと認めるときその他の文部科学省令で定める事由に該当するときは、文部科学省令で定めるところにより、当該指定施設についての前項の規定による指定を取り消すことができる。

(登録の取消し)

第十九条 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館の設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該博物館の登録を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- 二 第十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 第十六条の規定に違反したとき。
- 四 第十七条の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- 五 前条第二項の規定による命令に違反したとき。

2. 博物館法施行規則〔抜粋〕

(指定の審査)

第二十四条 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、前条第一項の指定申請書の提出があつたときは、申請に係る施設が、次の各号に掲げる要件を備えているかどうかを審査するものとする。

- 一 当該施設の設置者が、その設置する博物館について法第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でなく、かつ、その設置する施設について法第三十一条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。
- 二 当該施設における資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の定める基準に適合すること。
- 三 当該施設における職員の配置が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の定める基準に適合すること。
- 四 当該施設の施設及び設備が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うため

に必要なものとして文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の定める基準に適合すること。

五 一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること。

六 一年を通じて百日以上開館すること。